明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

取得価額の合計額が三億円以上である」に改め、同条第三項中「百二十」の下に「（平成二十八年四月一日以後に第一項の指定を受けた連結親法人又はその連結子法人にあっては、六十）」を加え、同条第六項に次の一号を加える。

八　第一項の指定を受けた連結法人（同項に規定する中小連結法人その他の政令で定めるものに限る。）の次に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

イ　第一項の指定があった日を含む連結事業年度（当該指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該指定があった日を含む事業年度。ロにおいて「指定連結事業年度」という。）において取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が三千万円に満たない場合における各連結事業年度

ロ　指定連結事業年度開始の日から当該連結事業年度終了の日（当該終了の日が当該開始の日以後三年を経過する日後である場合には、同日）までの間に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で第一項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が五千万円に満たない場合における当該連結事業年度

第二十六条の九第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二十七条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同項の表の第一号の上欄中「いう。次号」を「いう。以下この表」に改め、同号の下欄を次のように改める。

| 次に掲げる資産 | |
|---|---|
| イ　東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（次号及び次項において「土地等」という。）又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産 | |
| ロ　被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産 | |

第二十七条第四項中「第二号」を「第一号の下欄のロ若しくは第二号」に改め、同条第六項中「（同法第六十八条の三十一の規定及び同条の規定に係る同法第六十八条の四十一の規定を除く。）」を削り、同条第八項中「同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同条第十一項中「第二号の下欄又は第十九条第一項の表の第二号」を「第一号の下欄のロ若しくは第二号の下欄又は同条第一項の表の第一号の下欄のロ若しくは第二号」に、「、第十九条第一項又は」を「、同条第一項又は」に改める。

第二十八条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「（同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同条第三項第二号、第五項第二号、第八項及び第九項中「同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同条第十五項及び第十七項中「第二号」を「第一号の下欄のロ若しくは第二号」に改める。

第二十九条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二第八項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第六項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする」に改める。

第四十条の三及び第四十条の四中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第四十条の五を次のように改める。

（被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税）

**第四十条の五**　東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された同条第二項第四号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下この条において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業（東日本大震災復興特別区域法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第六十四条第一項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地に関する権利を有する者が、平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該復興整備事業の用に供するため当該土地に関する権利を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第四十一条の四中「平成三十年九月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条第五項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第七項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第八項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項及び第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「平成二十八年四月三十日」を「平成三十一年四月三十日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

**第十四条**　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第七項中「提出期限の翌日」を「国外転出の日から満了基準日（当該国外転出の日に、「（同日前に」を「又は」に、「規定する場合」を「規定する帰国等の場合」に、「場合には、同日とその該当することとなった日から」を「日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削り、「当該提出期限の翌日」を「同条第一項に規定する贈与の日から贈与満了基準日（当該贈与の日」に、「（同日前に同条第一項に規定する場合」を「又は同項に規定する受贈者帰国等の場合」に、「場合には、同日とその該当することとなった日から」を「日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削り、同条第十項中「当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに」を「政令で定めるところにより」に改め、「かつ、」の下に「当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに」を加え、「当該提出期限の翌日」を「その相続の開始の日から相続等満了基準日（当該相続の開始の日」に、「（同日前に」を「又は」に、「規定する場合」を「規定する相続人帰国等の場合」に、「場合には、同日とその該当することとなった日から」を「日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削る。

第二十条の二の見出しを「（期限後申告及び修正申告等の特例）」に改め、同条中「第百五十一条の二（同法第百六十六条の三」を「第百五十一条の四（同法第百六十六条」に改め、「（その相続人及び包括受遺者を含む。）」を削り、「第百五十一条の二第一項各号」を「第百五十一条の四第一項各号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる